

医療費の助成制度を
 (重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・乳幼児等医療費)

町では健康の保持と福祉の増進を目的として、医療費(自己負担額)の全部または一部の助成を行っています。

◆**制度の対象者**

各制度にあげる対象要件のい
 ずれかに該当し、かつ該当する
 本人および該当者の生計を主と
 して維持している方の前年(平
 成21年)の所得が一定未満(表1
 参照)の方。

重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳交付

- 1級の方
- 2級の方
- 3級の方(内部障害の方のみ)

療育手帳

- A判定の方
- 医師から重度の知的障害と判定された方

精神障害者保健福祉手帳

- 1級の方

ひとり親家庭等医療費助成制度

母または父

- 配偶者のいない母または父で18

歳以下の子を扶養、監護してい
 る方、または18歳以上20歳未
 満の子を扶養している方

子

- ひとり親家庭の母または父に扶養、監護され、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満の方
- ひとり親家庭の母または父に扶養、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳以上20歳未満の方

乳幼児等医療費助成制度

就学前

- 6歳到達後の最初の3月31日まで
 の乳幼児

小学生

- 6歳到達後の最初の4月1日から12歳到達後の最初の3月31日まで

表1 所得制限の限度額

扶養親族の数	所得額 (円)		
	重度心身障害者医療	ひとり親家庭等医療	乳幼児等医療
0人	6,287,000	2,360,000	5,320,000
1人	6,536,000	2,740,000	5,700,000
2人	6,749,000	3,120,000	6,080,000
3人以上	213,000円ずつ加算	380,000円ずつ加算	380,000円ずつ加算

※扶養親族の方の状況によって、金額が加算される場合があります。また、所得額の算出の際には制度によって控除額が異なります。詳しくは問い合わせください。

◆**助成の内容**

重度心身障害者医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度

3歳未満の方および住民税非課税世帯に属する3歳以上の方

- 医療費の自己負担額(食事療養標準負担額、生活療養標準負担額等を除く。)を助成します。ただし、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)は自己負担となります。
- **住民税課税世帯の3歳以上の方**
- 医療費の1割相当額が自己負担となりますが、月額の自己負担上限額を設定しています。
- 後期高齢者医療制度で、すでに自己負担額が「1割」の方は、重度心身障害者医療受給資格の対象外となります。

1カ月あたりの上限額

- 通院1万2千円(個人ごと)
- 通院と入院 4万4400円(世帯ごと)

※重度心身障害者医療費助成制度の中で、精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方は、通院、柔道整復および指定訪問看護医療費に限りません。

乳幼児等医療費助成制度

就学前の乳幼児

- 入院や入院外の医療費に係る自己負担額(食事療養標準負担額を除く。)の全額

小学生

- 入院や指定訪問看護の医療費に

係る自己負担額(食事療養標準負担額を除く。)の全額もしくは一部

医療費の自己負担額

●住民税課税世帯 1割

●住民税非課税世帯 無料(ただし指定訪問看護の基本利用料(1割)は自己負担)

◆受給者証の更新

有効期限は8月1日から翌年の7月31日です。

前年の所得による資格の判定を行うため、提出いただいている同意書に基づいて所得等の確認を行い、該当された方には7月中に新たな受給者証をお送りします。

なお、生計維持者が町外にお住まいの場合など、所得の確認がこちらでできないときは、別途更新の手続きをお願いする場合があります。

※乳幼児等医療費助成制度のうち、小学生の更新は自動ではありませんのでご注意ください。

◆問い合わせ先 町民課国保医療係(☎[幕]54-6602)

小規模修繕

小規模修繕契約希望者登録を受け付けします

◆小規模修繕契約希望者とは

平成20年7月より実施している本制度は、町が発注する小規模な修繕の受注希望者の登録を受け付け、町内小規模事業者の受注を拡大し、就業機会の確保と町内経済の活性化を図るものです。

◆登録対象者

建設工事入札資格を有しない、町内に本社・本店を有する法人、または町内に住所を有する個人事業主。

◆対象となる契約

内容が軽易で、かつ履行が容易な修繕の契約で、その予定価格が30万円未満のもの。

◆登録の申請

登録を希望される方は、次の書類を総務課管財係へ提出してください。

(1)小規模修繕契約希望登録申請書(様式第1号)

※様式は総務課管財係にあります。

(2)法人は商業法人用の履歴事項全

部証明書(法務局発行)、個人は代表者の住民票抄本と身分証明書(町発行)

(3)資格、許可が必要な業種を希望される方はその資格証、許可証の写し

(4)町税に係る納税証明書(滞納がないことの証明書)

(5)振込先口座登録書

◆登録・有効期間

平成22年7月1日から20日までの受け付け分は、8月1日付で登録します。以降、毎月20日まで受け付けしたものをそれぞれ翌月の1日付で登録します。登録の有効期間は、平成22年8月1日以降の登録日から平成24年7月31日までの最長2年間です。その後は2年ごとに新たに受け付けし、登録します。

◆登録者名簿の取り扱い

登録者名簿は総務課管財係で公開し、町が小規模修繕を発注する際の事業者選定の対象とします。

見積参加や契約を約束するものではありません。

◆問い合わせ先 総務課管財係

(☎[幕]54-6608)



※申請書の受け付けは、7月1日(☎)から総務課管財係(役場庁舎3階)で随時行います。

前回登録された法人や個人の方は、7月末で登録有効期間が満了しますので、新たに申請が必要となります。